

TAX LAW NEWSLETTER

2024年1月号 (Vol.60)

令和6年度税制改正大綱(1)

I. はじめに

II. 個人所得課税の改正ポイント

III. 法人課税の改正ポイント

森・濱田松本法律事務所

弁護士・税理士 大石 篤史

TEL. 03 5223 7767

atsushi.oishi@mhm-global.com

弁護士 高橋 悠

TEL. 03 6266 8954

yu.takahashi@mhmjapan.com

弁護士 小俣 雄基

TEL. 03 6266 8506

yuki.omata@mhm-global.com

I. はじめに

政府与党（自由民主党及び公明党）は、令和5年12月14日、「令和6年度税制改正大綱」¹を決定し、政府はこれを受けて、同月22日、同様の内容を、「令和6年度税制改正の大綱」²として閣議決定しました（以下、与党版を「与党大綱」、政府版を「本大綱」といいます。）。

本大綱による改正項目は、①個人所得課税、②資産課税、③法人課税、④消費課税、⑤国際課税、⑥納税環境整備、⑦関税と多岐に亘りますが、本ニュースレターでは、①及び③の改正項目のうち、特に企業活動との関係で重要と思われる点について、その概要及び実務上のポイントを中心に解説し、④の消費課税及び⑤の国際課税に関する改正項目については次号以降のニュースレターにおいて解説いたします。

II. 個人所得課税の改正ポイント

1. ストックオプション税制の見直し（本大綱6頁～8頁）

(1) 改正の背景

株式会社がインセンティブとして新株予約権を発行する場合、付与対象者、権利行使期間、権利行使価額の年間の合計額上限、譲渡制限等に係る一定の要件³が満たされることで、付与対象者は税務上の有利な取扱いを受けることができます（このような新株予約権は税制適格ストックオプションと呼称されます。）。具体的には、付与対象者への課税が、付与対象者が税制ストックオプションを行使して取得した株式を譲渡した時点で繰り延べられ、また、当該時点において、譲渡価額と取得価

¹ 自民党ホームページ (<https://www.jimin.jp/news/policy/207233.html>)

² 財務省ホームページ (https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2024/20231222taikou.pdf)

³ 租税特別措置法29条の2第1項。

TAX LAW NEWSLETTER

額（ストックオプションの行使価額）の差額が（給与所得ではなく）株式譲渡所得として課税されることとなります⁴。

ストックオプション税制については、近時多くの改正が行われ環境整備が図られています⁵、本大綱の公表以前、以下のような問題がなお残されていることが指摘されていました。

- ① 税制適格ストックオプションとしての取扱いを受けるためには、新株予約権の行使により取得をする株式につき金融商品取引業者等の営業所等に保管の委託等がされることが求められていたところ（いわゆる保管委託要件）、非上場会社株式について当該要件を満たすことを可能とするサービスを提供する金融商品取引業者等が限られているため、税制適格ストックオプションを発行している非上場企業（主としてスタートアップが想定される。）が M&A による Exit を図ろうとしても、ストックオプション保有者がストックオプションを行使する（これにより取得された株式が買収者に対して譲渡されることが想定される。）にあたって保管委託要件を満たすことが困難であることが、スタートアップの M&A を阻害している。
- ② 権利行使価額の年間の合計額の上限が 1,200 万円とされているため、付与対象者に対して、十分な経済的インセンティブを与えることができるだけのストックオプションを付与することができない場合がある。
- ③ スtockオプション税制においては、一定の社外高度人材も特定従事者として税制適格ストックオプションの付与対象者とすることが認められているが、特定従事者に係る要件が限定的であることもあって、実務的に社外高度人材に対する税制適格ストックオプションの付与が進んでいない。

(2) 改正内容

上記問題意識を背景に、本大綱においては、①「新株予約権を与えられた者と当該新株予約権の行使に係る株式会社との間で締結される一定の要件を満たす当該行使により交付をされる株式（譲渡制限株式に限る。）の管理等に関する契約に従って、当該株式会社により当該株式の管理等がされること」との要件を満たす場合には、保管委託要件⁶を満たすことを不要とする、②その年における権利行使価額の限度額について、設立 5 年未満の会社が付与する新株予約権については 2,400 万円に、設立 5 年以上 20 年未満の会社であって非上場会社又は上場後 5 年未満の上場会社が付与する新株予約権は 3,600 万円に引き上げる⁷、③社外高度人材の範囲を拡大するなど特定従事者に係る要件の緩和が行われるものとされています。

⁴ 租税特別措置法 29 条の 2 第 1 項、37 の 10 第 1 項・37 条の 11 第 1 項。

⁵ 令和 5 年度税制改正を含むストックオプション税制の動向の詳細については、「近時のストックオプション税制等の動向について」([TAX LAW NEWSLETTER 2023 年 2 月号 \(Vol.55\)](#)) をご参照ください。

⁶ 租税特別措置法 29 条の 2 第 1 項 6 号。

⁷ 現行法上は、1,200 万円とされている（租税特別措置法 29 条の 2 第 1 項 2 号）。

TAX LAW NEWSLETTER

(3) 実務上のポイント

上記①の改正に係る「新株予約権の行使により交付をされる株式の管理等に関する契約」の具体的な内容については続報が待たれますが、令和6年度税制改正後に締結される税制適格ストックオプションに係る契約においては、これまで規定されていた保管委託要件に関する条項に加え、新たに、「新株予約権の行使により交付をされる株式の管理等に関する」条項を盛り込むことが一般的な実務となる可能性があります。また、令和6年度税制改正後に締結される税制適格ストックオプションに係る契約においては、上記②の改正を権利行使価額の限度額に関する条項の内容に反映する必要がある場面が出てくることが想定されるため、この点にも注意を要します。

上記③の改正については、社外高度人材に対して税制適格ストックオプションを付与するためには、令和6年度税制改正後も依然として社外高度人材活用新事業分野開拓計画への主務大臣による認定を得る必要があるため、特定従事者に係る要件の緩和にかかわらず、社外高度人材に対する税制適格ストックオプションの付与が広がるかは予断を許しません。

Ⅲ. 法人課税の改正ポイント

1. イノベーションボックス税制の創設（本大綱 45 頁～47 頁）

(1) 改正の背景

国際的な研究開発競争は、し烈さを増しています。「我が国の民間企業によるイノベーション投資の促進に関する研究会」においては、税制優遇措置をはじめとする制度環境が企業の立地選択の意思決定に際して重要な要素になる傾向が強まる中、諸外国においては研究開発投資に係る税制優遇措置の導入が進み、国家間での制度間競争が生じているという状況を背景に、我が国においても特許権をはじめとする知的財産権により得られた所得について、優遇税率を適用することにより、イノベーション投資を促す制度（イノベーションボックス税制）を導入することが提言されています⁸。

こうした議論を背景に、本大綱においては、令和6年度税制改正において、イノベーションボックス税制を創設するものとされています。

(2) 改正内容

本大綱におけるイノベーションボックス税制は、大要、青色申告書を提出する法人が、令和7年4月1日から令和14年3月31日までの間に開始する各事業年度に

⁸ 「我が国の民間企業によるイノベーション投資の促進に関する研究会中間とりまとめ」（2023年7月31日、経済産業省）（https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/innovation_investment/pdf/20230731_1.pdf）

TAX LAW NEWSLETTER

において、①居住者若しくは内国法人（関連者⁹であるものを除く。）に対する特定特許権等（令和6年4月1日以後に取得又は製作をした特許権及び人工知能関連技術を活用したプログラムの著作権で、一定のものをいうとされています。）の譲渡又は②他の者（関連者であるものを除きます。）に対する特定特許権等の貸付け（「特許権譲渡等取引」）を行った場合に、次の算式によって算出される金額（当期の所得の金額を上限とします。）の30%に相当する金額を、その事業年度において損金算入できるものとするものです。

$$\text{特許権譲渡等取引に係る所得の金額} \times \frac{\text{分母の金額に含まれる適格研究開発費の額}}{\text{特定特許権等に直接関連する研究開発に係る金額}}$$

上記の「適格研究開発費の額」とは、研究開発費の額のうち、(i)特定特許権等の取得費及び支払ライセンス料、(ii)国外関連者に対する委託試験研究費並びに(iii)国外事業所等を通じて行う事業に係る研究開発費の額以外のものをいうものとされております。特許権譲渡等取引に係る所得に対して国内で自ら行った研究開発支出の割合を乗じ、当該所得の金額全額の30%相当額の損金算入を認めないのは、イノベーションボックス税制が同税制の導入国への無形資産の移転により租税回避の手段として利用されうるといふ懸念があるところ、我が国での研究開発の実態がない知的財産から得られた所得については優遇措置の対象から除くこと（修正ネクサスアプローチ）を意図するもので、OECDにおけるBEPS（Base Erosion and Profit Shifting）の議論を踏まえたものです¹⁰。

（3）実務上のポイント

イノベーションボックス税制による優遇措置が適用される特定特許権等の具体的な範囲（「一定のもの」の範囲）は現時点で明らかではありませんが、本大綱におけるイノベーションボックス税制は無形資産を広く対象としているわけではなく、幅広い無形資産投資を促進すべきとした中間とりまとめ¹¹からの後退が見られます。また、令和6年3月末日以前に取得又は製作をされた特許権等は優遇措置の対象とならないこととされています。さらに、イノベーションボックス税制は、令和7年4月1日から令和14年3月31日までの間に開始する各事業年度において行われた特許権譲渡等取引を対象とするものとされており、現時点において、恒久的な制度ではなく一定の時限的な措置とされていることにも注意が必要です。

上記のような制約はありますが、イノベーションボックス税制の導入により、我が国の研究開発拠点としての競争力強化や、研究開発投資が促進されることが期待されます。また、上記「我が国の民間企業によるイノベーション投資の促進に関す

⁹ 移転価格税制における関連者と同様の基準により判定するものとされています。

¹⁰ 前掲注9・18頁。

¹¹ 前掲注9・29頁～33頁。

TAX LAW NEWSLETTER

る研究会」の中間とりまとめにおいては中小企業に向けた簡易な制度の設計も論点として挙げられており¹²、このような制度の創設も期待されます。

2. 中小企業事業再編投資損失準備金制度(中堅・中小グループ化税制)の延長・拡充(本大綱 42 頁～43 頁、50 頁～51 頁)

(1) 改正内容

令和 3 年度税制改正によって導入された中小企業事業再編投資損失準備金制度(「現行制度」)¹³においては、中小企業等経営強化法に規定する経営力向上計画について認定を受けた者が、当該経営力向上計画に従って他の法人の株式等の取得をし、事業年度終了の日まで引き続き有している場合に、株式等の取得価額の 70%に相当する金額以下の金額を、中小企業事業再編投資損失準備金として、同事業年度の損金の額に算入し、5 年間の据置期間の経過まで益金算入を据え置くことができます¹⁴。

本大綱においては、現行制度の適用期限(下記図表 1 の②)を 3 年間延長して令和 9 年 3 月 31 日までとするとともに、現行制度に加えて、新たに、下記図表 1 のとおり要件の異なる産業競争力強化法上の中小企業事業再編投資損失準備金制度(「新制度」)を創設することとなっています。新制度は、主として(i)積立率の上限の拡大と(ii)据置期間の長期化により、制度の拡充を図るものです。

¹² 前掲注 9・49 頁。

¹³ 同制度導入時の税制改正の概要については、「令和 3 年度税制改正大綱」([TAX LAW NEWSLETTER 2021 年 1 月号 \(Vol.44\)](#))をご参照ください。

¹⁴ 租税特別措置法 56 条。

TAX LAW NEWSLETTER

＜図表 1：中小企業事業再編投資損失準備金制度の要件＞

	現行制度	新制度
①	青色申告書を提出していること	青色申告書を提出していること
②	令和 6 年 3 月 31 日（令和 6 年度改正後：令和 9 年 3 月 31 日）までに、中小企業等経営強化法に規定する経営力向上計画について認定を受けること	令和 9 年 3 月 31 日までに、産業競争力強化法の特別事業再編計画（仮称）の認定を受けた認定特別事業再編事業者（仮称）であること
③	その認定に係る経営力向上計画に従って他の法人の株式等の取得（購入による取得に限る。）をし、かつ、これをその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有していること	その認定に係る特別事業再編計画に従って他の法人の株式等の取得（購入による取得に限る。）をし、かつ、これをその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有していること
④	株式等の取得価額が 10 億円を超える金額である場合ではないこと	株式等の取得価額が 100 億円を超える金額又は 1 億円に満たない金額である場合ではないこと
⑤	対応する規定なし（令和 6 年度改正後：一定の表明保証保険契約を締結している場合ではないこと）	一定の表明保証保険契約を締結している場合ではないこと
⑥	中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てる額が、株式等の取得価額に 70% を乗じた金額以下の金額であること	中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てる額が、株式等の取得価額に次の株式等の区分に応じそれぞれ次の割合を乗じた金額以下の金額であること イ その認定に係る特別事業再編計画に従って最初に取得をした株式等 90 % ロ 上記イに掲げるもの以外の株式等 100%

(変更箇所には下線を付しています。)

準備金の取崩しと益金算入に関して、現行制度において、中小企業事業再編投資損失準備金は、その積み立てた事業年度終了の日の翌日から 5 年（「据置期間」）を経過した日を含む事業年度から 5 年間でその経過した準備金残高の均等額を取り崩して益金算入することとされていますが、新制度においては、据置期間は 10 年に延長されています。

また、現行制度において、株式等の全部又は一部を有しなくなった場合、その株式等の帳簿価額を減額した場合等には中小企業事業再編投資損失準備金を取り崩す必要があり、この点は新制度においても変更ありませんが、これに加え、新制度においては、株式等の取得をした事業年度後に一定の表明保証保険契約を締結した場合には準備金の全額を取り崩して益金算入することとしています。

本大綱は、現行制度の要件についても新制度にあわせた変更を加え、一定の表明保証保険契約を締結している場合には本制度を適用しないものとする（上記図表 1 の⑤に対応）ほか、据置期間中に一定の表明保証保険契約を締結した場合には準備金の全額を取り崩して益金算入することとしています。

以上のとおり、令和 6 年度税制改正後には積立率が 70% の現行制度と積立率が 90% 又は 100% の新制度が併存することになります。具体的な要件は法案を確認する必要がありますが、経済産業省が公開する資料によれば、中堅・中小グループ化税制を利用しようとする企業は、初回の M&A では積立率が 70% の現行制度を、2 回目以降の M&A では（特別事業再編計画（仮称）の認定を受けた上で、）積立率が 90% 又は 100% の新制度を利用するということになるようです。

TAX LAW NEWSLETTER

(2) 実務上のポイント

現行制度は中小企業等経営強化法に規定する経営力向上計画について認定を受ける必要があることもあり、制度の創設後も利用例は限られています。経済産業省は「令和6年度(2024年度)経済産業関係 税制改正について」において、「認定からM&A実施までの期間を短縮できるよう、計画認定プロセスを見直し」(17頁)するものとしており、制度利用の実務上のハードルが下がることが期待されます。なお、特別事業再編計画(仮称)の認定の要件¹⁵については現時点で明らかではなく、今後の確認が必要となります。

3. 暗号資産に関する改正(本大綱47頁~48頁、81頁~83頁)

(1) 暗号資産の期末時価評価課税に係る見直し(本大綱47頁~48頁)

現行法上、内国法人が事業年度終了の時に有する暗号資産のうち、活発な市場が存在するものとして政令で定めるもの¹⁶(「市場暗号資産」)は、当該内国法人自身が発行した一定の暗号資産(「特定自己発行暗号資産」)を除き¹⁷、事業年度終了の時に時価法により評価をし、時価評価損益が認識されることとなります¹⁸。

本大綱においては、令和6年度税制改正により、第三者発行による暗号資産についても、次の要件に該当する場合、原価法による期末時価評価を選択することができるかとされています。

- ① 他の者に移転できないようにする技術的措置がとられていること等その暗号資産の譲渡についての一定の制限が付されていること¹⁹
- ② 上記①の制限が付されていることを認定資金決済事業者協会において公表させるため、その暗号資産を有する者等が上記①の制限が付されている旨の暗号資産交換業者に対する通知等をしていること。

¹⁵ なお、「令和6年度(2024年度)経済産業関係 税制改正について」(2023年12月、経済産業省)(https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2024/zeisei_k/pdf/zeiseikaisei.pdf)17頁によれば、「過去5年以内にM&Aの実績が必要」、「中堅企業は2回目以降のM&Aから活用可能」とされており。

¹⁶ 法人税法施行令118条の7第1項。

¹⁷ 特定自己発行暗号資産を期末時価評価の対象から除く規定は令和5年度税制改正により導入されたものです。令和5年度税制改正の概要については、「令和5年度税制改正の改正法成立—株式交付、バーチャルスピノフ及び暗号資産の期末時価評価に係る実務上のポイント—」([TAX LAW NEWSLETTER 2023年4月号\(Vol.56\)](#))をご参照ください。

¹⁸ 法人税法61条2項、3項。

¹⁹ 当該要件の具体的な内容は今後法案を確認する必要がありますが、現行法上、特定自己発行暗号資産について同様の要件が定められており(法人税法施行令118条の7第2項1号)、他の者に移転することができないようにする技術的措置として、移転することができない期間が定められていること、かつ、その技術的措置が暗号資産を発行した法人の役員及び使用人等のみによって解除することができないものであることが掲げられています(法人税法施行規則26条の10)。令和6年度税制改正に際しても基本的にはこの内容が参照されることになるのではないかと考えられます。

TAX LAW NEWSLETTER

(2) 非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度の整備(本大綱 81 頁～83 頁)

本大綱においては、非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度の整備等として、OECD において策定された暗号資産等報告枠組み(CARF: Crypto-Asset Reporting Framework)に基づき、租税条約等により各国税務当局と自動的に暗号資産等取引情報を交換するため、国内の暗号資産取引業者等に対し非居住者の暗号資産に係る取引情報等を税務当局に報告することを義務付ける制度を整備すること等とされています。

4. 外形標準課税の見直し(本大綱 51 頁～53 頁)

(1) 改正の背景

資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人においては、外形標準課税制度により、付加価値割額と資本割額という外形基準に基づく課税がなされます²⁰。

しかしながら、資本金を資本剰余金へ振り替える減資を行うことで外形標準課税を回避し、また、法人税法上の中小特例の適用を受けようとした大企業が、批判を受けて計画を撤回したことが報じられるなど、近時、大企業によるいわゆる「外形逃れ」が問題視されていました。²¹また、分社化その他の組織再編等を行う際に、子会社の資本金の額を 1 億円以下に設定することで、子会社が外形標準課税の対象から外れるような事例も生じています。

このような状況を受けて、本大綱においては、①減資への対応、また、②親会社の信用力等を背景に事業活動を行う子会社への対応として、外形標準課税の対象法人の範囲を拡大する改正を行うこととしています。

(2) 改正内容(①減資への対応)

本大綱は、減資への対応として、外形標準課税について現行基準(資本金 1 億円超)を維持しつつ、ある事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象であった法人については、当該事業年度に資本金 1 億円以下で、資本金と資本剰余金²²の合計額が 10 億円を超える場合には、外形標準課税の対象とすることとしています。

また、経過措置として、「駆け込み」減資への対応のため、本改正の施行日(令和 7 年 4 月 1 日)以後最初に開始する事業年度については、本改正の公布日を含む事業年度の前事業年度(公布日の前日に資本金が 1 億円以下となっていた場合には、公布日以後最初に終了する事業年度)に外形標準課税の対象であった法人であって、当該施行日以後最初に開始する事業年度に資本金 1 億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が 10 億円を超えるものについても、外形標準課税の対象とされます。す

²⁰ 地方税法 72 条の 2 第 1 項 1 号イ。

²¹ 与党大綱によると、外形標準課税の対象法人数は、資本金 1 億円以下への減資を主たる要因として、導入時に比べて約 3 分の 2 まで減少しているとのこと(19 頁)。

²² 通常、資本準備金及びその他資本剰余金の額を意味します。

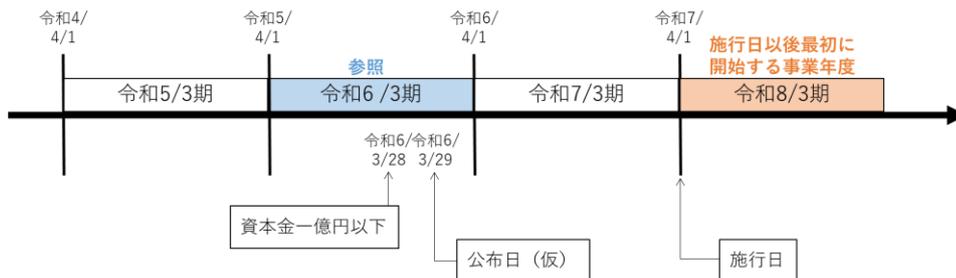
TAX LAW NEWSLETTER

なわち、下記図表 2 のそれぞれのケースにおいては、施行日以後最初に開始する事業年度の前事業年度ではなく、「参照」と記載している事業年度で外形標準対象か否かが参照されることとなります。この点、本大綱の文言上は、本改正の公布日の前日に資本金が 1 億円以下となっていた場合であって、公布日以後最初に終了する事業年度に外形標準課税の対象法人でなければ、上記「駆け込み」減資に係る経過措置は適用されないこととなるように思われます。具体的には、本改正の公布日が令和 6 年 3 月 29 日（金）であるとすると、毎年 4 月 1 日を事業年度の開始日とする法人について、公布日の前日までに資本金の額の減少を行い、同日に資本金が 1 億円以下となっていれば、令和 8 年 3 月期に資本金と資本剰余金の合計額が 10 億円を超えていたとしても、資本金の額が 1 億円を超えない限り、外形標準課税の対象とならないという結論になるように思われます。

<図表 2：外形標準課税の経過措置>

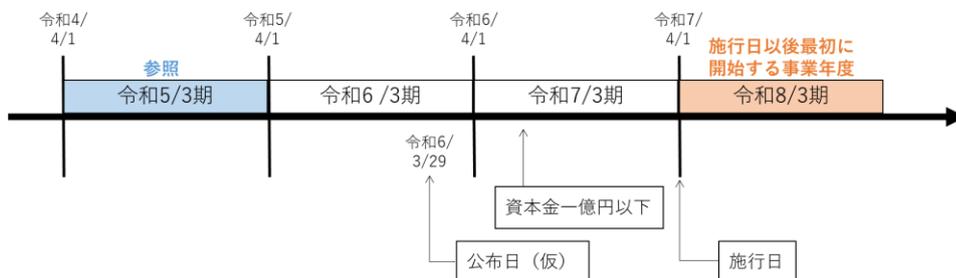
ケース①：

3月決算法人の移行措置（公布日の前日に資本金が1億円以下となっていた場合）



ケース②：

3月決算法人の移行措置（公布日以後に資本金が1億円以下となっていた場合）



(3) 改正内容（②100%子法人等への対応）

親会社の信用力等を背景に事業活動を行う子会社への対応として、資本金と資本剰余金の合計額が 50 億円を超える法人（当該法人が非課税又は所得割のみで課税さ

TAX LAW NEWSLETTER

れる法人等である場合を除きます。)又は相互会社・外国相互会社(「特定法人」)の100%子法人等のうち、当該事業年度末日の資本金が1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額(本改正の公布日以後に、当該100%子法人等がその100%親法人等に対して資本剰余金から配当を行った場合においては、当該配当に相当する額を加算した金額)が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象とされます(本改正は、上記(2)の改正と異なり、令和8年4月1日に施行され、同日以後に開始する事業年度から適用されます。)。なお、資本金1億円以下の法人は、上記(2)の改正の適用を受け外形標準課税の対象とされない限り、上記かっこ書きに記載された「所得割額のみで課税される法人等」に該当するため、当該法人の資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超えたとしても、その100%子法人等は引き続き外形標準課税の対象外とされることとなります。

なお、激変緩和措置として、本改正により新たに外形標準課税の対象となる法人について、外形標準課税の対象となったことにより従来の課税方式で計算した税額を超えることとなる額を、施行日以後に開始する事業年度の1年目に2/3、2年目に1/3軽減するものとされています。

また、令和9年3月31日までに、産業競争力強化法の特別事業再編計画(仮称)の認定を受けた認定特別事業再編事業者(仮称)が特別事業再編計画(仮称)に基づき行うM&Aにより100%子法人等となった法人については、現行基準(資本金1億円超)又は上記①の「減資への対応」記載の基準により外形標準課税の対象となる場合を除き、5年間、外形標準課税の対象外とする措置が設けられており、上記の中小企業事業再編投資損失準備金制度の改正と同様に中小企業のM&Aを促進しようとするものといえます。

(4) 実務上のポイント

本大綱による改正により、大企業が減資を行って外形標準課税の適用を免れることは実質的に困難になるものと思われます。

与党大綱においては、外形標準課税の見直しを行うにあたって、中堅・中小企業のM&Aやスタートアップへの影響が生じないように配慮するとされていますが、上記①及び②の改正内容を超えた救済措置が設けられているわけではありません。そのため、中堅・中小企業のM&Aの過程において譲受法人の増資を行ったり、スタートアップが資金調達のための増資を行って、資本金の額が1億円を超えることとなった場合には、その事業年度末までに資本金の額の減少を行わなければ、以後、(資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えている限り、)外形標準課税の対象法人として扱われることになってしまいます。資本金の額の減少の手続には債権者異議手続を要するなど一定の時間を要しますので、外形標準課税の対象法人となることを回避したいのであれば、事業年度末までに資本金の額の減少の手続を完了できるよう、スケジュールに注意する必要があります。

TAX LAW NEWSLETTER

5. 認定株式分配に係る課税の特例（スピノフ税制）の見直し（本大綱 48 頁）

スピノフとは、親会社が、(i)自社の既存の子会社の株式、又は、(ii)自社の特定の事業部門を切り出して設立した子会社の株式を、自社の株主に対して交付することにより、自社の子会社又は特定の事業部門を独立させることをいいます。このうち、親会社に子会社の株式を一部残すスピノフを、特にパーシャルスピノフといいます。

令和 5 年度税制改正においては、令和 6 年 3 月 31 日までの時限立法として、親会社が現物分配によりパーシャルスピノフを実施する場合であっても、**下記図表 3**の要件を満たせば、親会社における子会社株式に係る譲渡損益課税を繰延べ、また、親会社株主のみなし配当に対する課税を対象外とすることができることとされました（パーシャルスピノフ税制）²³。

＜図表 3：パーシャルスピノフ税制の要件＞

①	現物分配の直後に親法人が有する完全子法人の株式の数が発行済株式の総数の 20%未満となること
②	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受けた法人が同法の特定剰余金配当として行う現物分配で完全子法人の株式が移転するものであること
③	完全子法人の従業者のおおむね 90%以上がその業務に引き続き従事することが見込まれていること
④	(ア) 産業競争力強化法の事業再編計画の認定に係る関係事業者の特定役員に対して新株予約権が付与され、又は付与される見込みがあること又は (イ) 関係事業者の主要な事業を開始した日から認定の申請の日までの期間が 10 年を超えないこと又は (ウ) 関係事業者等の主要な事業の成長発展が見込まれるものであることにつき金融商品取引業者が確認していること

上記のとおり、パーシャルスピノフ税制は、令和 6 年 3 月 31 日までの時限立法として導入されましたが、本大綱においては、その適用期限を 4 年間（すなわち、令和 10 年 3 月 31 日まで）延長することとされています。また、パーシャルスピノフ税制の適用要件として、完全子法人が主要な事業として新たな事業活動を行っていることという要件を加えることとされています。

また、主務大臣による認定事業再編計画の内容の公表時期については、その認定の日からその認定事業再編計画に記載された事業再編の実施時期の開始の日まで（現行：認定の日）とする見直しを行うものとされております。

²³ 令和 5 年度税制改正の概要については、上記注 14 をご参照ください。

TAX LAW NEWSLETTER

セミナー情報

- セミナー [『第 5316 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「日本の暗号資産法制を踏まえた米国・欧州における暗号資産の規制動向」』](#)

開催日時 2024 年 3 月 4 日（月）13:30～15:30

講師 尾登 亮介

主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

NEWS

- Chambers Asia-Pacific 2024 にて高い評価を得ました
Chambers Asia-Pacific 2024 で、当事務所は多数の分野で上位グループにランキングされ、当事務所の弁護士が高い評価を得ました。
Tax 分野においては、当事務所が Band1 に選出され、以下の弁護士が高い評価を得ております。

・ Tax : 大石 篤史、酒井 真、栗原 宏幸、小山 浩

- 上海オフィス移転のお知らせ

森・濱田松本法律事務所 上海オフィスは、この度、2023 年 12 月 25 日より、同ビル 6 階から 22 階に移転いたしましたのでご案内申し上げます。

移転先 :

〒200120 上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号 恒生銀行大廈 22 階

TEL : +86-21-6841-2500 / FAX : +86-21-6841-2811

※TEL・FAX に変更はございません。

- 新人弁護士（60 名）が入所しました

- パートナーおよびカウンセラー就任のお知らせ

本年 1 月 1 日付にて、下記の 17 名の弁護士がパートナーに就任いたしました。

【パートナー】

梅本 麻衣、田尻 佳菜子、篠原 孝典、細川 怜嗣、金丸 由美、白根 央、竹腰 沙織、石田 渉、金山 貴昭、徳田 安崇、高橋 茜莉、高橋 悠、柿元 将希、足立 悠馬、ジュリアン・バレンジー、タワチャイ・ブーンマヤパン、ティップアパー・リムビチャイ

また、同日付で 17 名の弁護士がカウンセラーに就任いたしました。

TAX LAW NEWSLETTER

【カウンセル】

水口 あい子、鈴木 幹太、武内 香奈、丹羽 翔一、田中 洋比古、矢部 聖子、呂佳叡、山本 義人、西岡 研太、白井 俊太郎、高石 脩平、中田 光彦、長谷川 博一、高松 レクシー、ラウィー・メックウィチャイ、スックサン・ポーパンガーム、スパルーク・ラグサリゴーン

今後ともクライアントの皆様により良いリーガル・サービスを提供するため、日々研鑽に努めて参ります。

引き続きご指導、ご鞭撻のほど宜しくお願いいたします。